

6世保福政第704号
令和7年1月1日

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
会長 吉村 俊雄 様

世田谷区長 保坂 展 人



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

令和7年1月1日から令和11年12月31日まで

